

教育実習受け入れ要項

加古川市教育委員会

この要項は、加古川市立学校園において行う教育実習の承諾及び教育実習の実施に関する基準を示すものである。

(実習生)

1 加古川市立学校園において教育実習を承諾する学生は、原則として次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とし、いずれも教職につく意志を有する者であることとする。

- (1) 加古川市立当該校園出身者
- (2) 連携協力関係にある兵庫大学及び兵庫教育大学の学生
- (3) 市内に在住する学生

(依頼申請)

2 教育実習依頼申請は大学から各学校園長に行うものとし、学生個人の申請には応じないことを原則とする。なお、学生個人が学校園を訪問し依頼する場合にも、大学からの依頼文を持参することとする。

栄養教育実習については、当分の間、原則として大学の担当者が直接学校長に実習内容等の説明を行い、内諾を得るものとする。

(事前協議)

3 加古川市立学校園に対し、多数の学生の教育実習の受け入れを申請する大学については、教育委員会、実習受け入れ学校園と実習計画等について事前協議を行わなければならない。

(申請)

4 教育実習依頼申請は、原則として実習実施期間の2ヶ月前までに行うものとする。なお、実習の手続きについては、別紙「教育実習の手続き」に従って行うこと。

(実習校)

5 教育実習受け入れ学校園の決定については、教育委員会が学校園長の意見を聞いて行うものとする。

実習の決定に当たっては、学校園の正規の授業に支障をきたさないよう受け入れ人数、実習期間、実習授業時数、年間の実習実施回数等を調整するものとする。

なお、学校園の事情により、実習を受け入れられない場合、学校園長は、責任をもって他学校園を紹介する。

(実習生の心得)

6 教育実習に関して、実習生は教育委員会、学校園長の指導と指示に従い、学校園の教育方針を尊重し、正常な運営が図れるよう協力しなければならない。

(指導)

7 教育実習は、学校園・教育委員会・大学の三者が協力して行うものとする。

- (1) 実習中、大学の担当教官は実習学校園を訪問し、必要な連絡指導に当たるものとする。
- (2) 実習生にかかわる事故は、大学の責任とする。
- (3) 実習生は、学校園内において学校園長の指導のもとに幼児・児童・生徒に接するものであって、個人的に幼児・児童・生徒及び保護者に接することは認めない。
- (4) 教育実習に関する必要経費は、学生又は当該大学が実費を負担するものとする。

(承認の取り消し)

8 実習を承諾した後であっても、学校園長あるいは教育委員会が不適当と認める事実が判明した学生については、実習を取り消すことがある。

(栄養教育実習)

9 栄養教諭の実習については、大学と教育委員会が事前に協議する。

- (1) 実習生は、事前に腸内細菌検査を受検し、検査結果を受け入れ校に提出するものとする。
- (2) 大学は、1週間の実習プログラム、実習の心得等を記載した教育実習ガイドブック等を学校長に提出するとともに、申請時には教育委員会にも提出するものとする。